

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年3月4日

契約担当者 香川県知事 池田豊人

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

豊島処分地維持管理等事業 事業場内維持管理業務

(2) 委託業務の内容

仕様書及び設計書による

(3) 委託業務の実施場所

香川県小豆郡土庄町豊島家浦（豊島処分地）

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 入札方法

【電子入札システムによる場合】

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

【紙入札方式による場合】

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を下記メールアドレスに令和8年3月26日午後5時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書(豊島処分地維持管理等事業 事業場内維持管理業務)」とすること。

提出先：junkan@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和8年3月4日から令和8年3月9日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1

号) 第 1 条に規定する県の休日 (以下「休日」という。) を除く午前 8 時30分～午後 5 時15分)
郵便番号760-8570
香川県高松市番町 4 丁目 1 番10号
香川県環境森林部循環型社会推進課 総務・資源循環推進グループ
電話番号087-832-3225
なお、香川県ホームページ (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>) においても閲覧に供する。
現地説明会は行わない。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和 8 年 3 月 9 日午後 5 時までに、4 に示した場所に対し文書で行うか、FAX またはメールで行うこと。(※FAX で質問する場合は、送信後に電話で着信の確認を行うこと。)

FAX : 087-831-1273 メール : junkan@pref.kagawa.lg.jp

回答は、令和 8 年 3 月 13 日から 3 月 26 日までの間 (休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)、4 に示した場所において閲覧に供するとともに、令和 8 年 3 月 13 日午後 5 時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員にメールで送付する。

- ## 6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便 (以下「信書便」という。) による入札の可否
- 可とする。ただし、書留郵便その他これに準ずる方法に限る。

7 入札及び開札

【電子入札システムによる場合】

- (1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時
令和 8 年 3 月 26 日 午後 5 時
- (2) 開札の日時
令和 8 年 3 月 27 日 午前 10 時
- (3) 開札の場所
香川県環境森林部循環型社会推進課

【紙入札方式による場合】

- (1) 入札書の提出締切日時
令和 8 年 3 月 25 日 午後 5 時
- (2) 開札の日時
令和 8 年 3 月 27 日 午前 10 時
- (3) 開札の場所
香川県環境森林部循環型社会推進課
- (4) その他
入札書等は、郵便又は信書便により送付すること。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第 15 2 条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和 8 年 3 月 16 日午後 5 時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を 4 に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和 8 年 3 月 23 日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた者
- (5) 地下水、湧水その他汚染のおそれがあり管理が必要な水を適切に管理した実績を有すること。
- (6) 主たる営業所が本件処分地から1時間以内の距離に所在していること。

10 入札者に要求される事項

【電子入札システムによる場合】

入札に参加を希望する者は、9の(5)、(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月16日午後5時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年3月23日までに通知する。

【紙入札方式による場合】

入札に参加を希望する者は、9の(5)、(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月16日午後5時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年3月23日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。
- (3) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。